

バター飴の製造に係る手順書に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町の地域物産PR品の商品開発をする菓子製造事業者（以下「事業者」という。）に対して、(株)不二家の協力及び監修によるバター飴の製造に係る手順書の提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業者)

第2条 対象事業者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 菓子製造業の営業許可を取得していること。
- (2) 町内に本店（本社）がある法人又は町内に事業所を有している個人事業主のいずれかに該当し、製造及び販売を行っていること。

(取扱事業者の公募)

第3条 取扱事業者の公募は、広報紙又はホームページ掲載により行う。

(取扱事業者の申請手続き)

第4条 手順書の提供を受けようとする事業者は、バター飴の製造に係る申請書兼宣誓書（様式第1号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、取扱事業者として決定したときは、バター飴の製造に係る認定書（様式第2号）により事業者に通知するものとする。

(手順書利用に関する注意事項)

第5条 事業者については、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 手順書を第三者に公開、公表しないこと。
- (2) 申請書の写しを(株)不二家に開示することに同意すること。
- (3) バター飴の包装等に、「復活」、「復刻」又は「元祖」を記載しないこと。

(提供料)

第6条 手順書の提供料は、無料とする。

(認定の取消し)

第7条 町長は、認定を受けた事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、認定の取消しをすることができる。

- (1) 事業者がこの要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正の行為があると認められたとき。
- (3) その他手順書の利用に対して不相当であると判断したとき。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。